

第 94 回雇用保険部会（11月 12 日）で出された 主な意見について（学び直しの支援措置関係）（未定稿）

- 学び直し支援措置の規模は、基本手当と比べ明らかにバランスを欠いている。学び直しは否定しないが、まず基本手当の拡充を議論すべきであり、次に学び直し、という順序のはず。
- 類型 I（資格等）は現行の求職者支援制度とかぶる部分があるのではないか。関係の整理が必要。また、学び直しの具体例の中には、MBA のように、本来企業がやるべきものが混ざっている。従来の企業派遣が置き換わるおそれがある。中堅以上の正社員向けの訓練まで雇用保険でやるのか。
- 「真に必要」を判断するには、定量的なデータなどエビデンスが必要。業務独占資格・名称独占資格はある程度効果を理解できるが、類型 II（大学院等）は濫給のおそれがある。キャリア・コンサルティング等で必要性をじっくり吟味する必要がある。
- 在職中の者に対する類型 II（大学院等）は本当に必要なのか。産業競争力会議で提唱されたのが発端であり、そもそも能開分科会で議論はなかった。雇用保険でやるなら精緻な議論が必要。あるいは、全額国庫でやるべき。
- 今までリーマンショックに対する緊急的な対処を行っていたが、今リーマンショック前の状況に戻りつつあり、そうした中で、新たな施策をどう取り入れていくかということを考える必要がある。あくまで雇用保険の枠組みで考えていく必要があるが、類型 II（大学院等）が前面に出過ぎており、類型 II（大学院等）だけで学び直しが議論されるのでは、学び直しの趣旨が正確に伝わっていない。これにとらわれず、今の制度ではカバーされていないところについて、今の枠組みをどう拡充していくかということで議論していくべき。
- 大学院の受入れ体制がしっかりと出来てから、将来的に検討すべき課題ではないか。支援措置案は非正規やフリーターを対象としているように見えるが、経済的に余裕がないため就職できない人が「中長期的なキャリア形成」に入っているのか。雇用保険で何を担うのか、よく議論すべき。
- 学び直し全体を否定するものではない。基本手当とのバランスが問題である。非正規雇用の者や資格のない人や離職者などへの訓練を中心に学び直しを行うのはやぶさかではない。